報第2号

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年5月11日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項 目		目		内 容	
	発生時期・場所			平成29年1月24日 午後1時15分頃		
				高山市松之木町3173番地1先(市道三福寺松之木1号線)		
	事故の概要			すれ違いのため停止していた対向車と公用車との接触事故		
1	相手方					
	事故の種類			人 身	物 損 (右リアバンパーの破損)	
	被害総額・市の過失割合			_	71,172円・100分の100	
	賠	償	金	_	71,172円	
		内	保険金	_	71,172円	
		訳	一般財源	_	0円	
	専決年月日		月日	平成29年3月31日 均	地方自治法第180条第1項	
	75. 化二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲		. 48 ac	平成29年2月23日 午後2時頃		
	発生時期・場所			高山市朝日町上ケ見98番地1 (所有車庫)		
	事故の概要			消防団車庫屋根からの落雪による車庫の破損事故		
	相 手 方					
2	事故の種類			人 身	物 損(窓ガラスの破損)	
	被害総額・市の過失割合			_	17,280円・100分の100	
	賠償金			_	17,280円	
		内	保険金	_	17,280円	
		訳	一般財源	_	0円	
	専決年月日			平成29年4月15日 地方自治法第180条第1項		